平成２７年（フ）第１１７８号
大阪市西淀川区柏里１丁目12番５号　セレーノ塚本303号室
破産者　末本　雅之
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１５号
大阪府茨木市三島丘１丁目３番５号
破産者　有限会社中村歯研
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６５２号
大阪市大正区千島１丁目13番18号
破産者　株式会社関西工事
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４３号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目15番８号
破産者　株式会社ヤマニ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４４号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目４番10号　大成合同ビル508号
破産者　有限会社ゲイズ・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７３号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　井上水産株式会社
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６９号
大阪府八尾市緑ケ丘５丁目95番地の３
破産者　二宮建設工業株式会社
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４８号
大阪市中央区本町橋２番23号1470
破産者　株式会社アルム
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１号
大阪府豊中市寺内１丁目７番14―201号
破産者　株式会社スコーレ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５号
大阪市西区九条南２丁目34番７―602、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江４丁目９番36―203号
破産者　有限会社ボンド
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９号
大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目４番13―504号
破産者　株式会社ゲイン
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番18号パールハイツⅡ101号室
破産者　株式会社ｓｔｅｌｌａｒ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
岩手県一関市山目字三反田242番地
破産者　有限会社一関タクシー
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１１２１号
東京都新宿区高田馬場３丁目３番１号
破産者　株式会社スペース
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８号
東京都府中市紅葉丘３丁目27番地の１ヴェルドミール107
破産者　酒本　いく
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９号
富山県氷見市柳田3449番地
破産者　株式会社サクセスライフ
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２１号
岐阜市花園町６番地２
破産者　有限会社志知
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４２０号
広島市中区中町１番９号
破産者　株式会社アイ・ティーフードサービス
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３３号
山口市金古曽町８番４号
破産者　重岡　竜大
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
山口市大内姫山台12番28号、住居表示変更前の住所山口市大内御堀633番地53
破産者　清原　健吾
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
新潟県柏崎市松波１丁目１番11号
破産者　杵鞭　秀雄
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係